

令和4年9月12日

第7回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第7回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月12日（月） 午後1時30分～午後1時55分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 会議室A
3. 出席委員（10名）

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正		
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文
	5 番	清田伸一	6 番	上田佳子
	9 番	前川政樹	10 番	小山省三
推進委員		(町) 田上政廣		
4. 欠席委員（1人） 11番 松本正利
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4	議案第3号 その他
6. 農業委員会事務局職員

局長補佐	奥村佳織
事務局	中嶋一成

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第7回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~(10名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長（山野）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は4番徳山委員、5番清田伸一委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の中嶋さんを指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請について
＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝

それでは詳細について説明いたします。

特別養護老人ホーム経営をされている譲受人は、今秋、インドネシアから介護支援のスタッフ5名を受け入れることになり、申請地に隣接する中古住宅を購入され、介護支援スタッフの寮としてリフォームされる予定です。また、スタッフの駐車場がないために駐車場用地として譲り受けるため、今回、転用申請をされるものです。

申請地は、3ページの地図をご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地のほかに代わるような土地も周辺にないことから許可相当であると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員

3 番（坂口） 特に問題はないと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（田上） 一緒に立ち会いましたが何ら問題はありませんでした。

議長（山野） はい。ありがとうございました。
ただいま推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

4 番（徳山） 特別養護老人ホームはどこですか。

事務局 葉山苑です。

議長（山野） ここに養護老人ホームが出来るのではなく、スタッフの寮として住まわれるので、同じ敷地内に駐車場として使用されます。

4 番（徳山） はい。

議長（山野） 他に無いようですので、採決を行います。議案第 1 号について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号は、承認されました。

議長（山野） 続きまして、日程第 3、議案第 2 号農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

4 ページです。(朗読)

5 ページです。議案第 2 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 4 年 8 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

6 ページをご覧ください。(総括表の説明)

7 ページをご覧ください。今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が 1 件、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が 3 件です。面積は、田が 5 筆で 5, 139 m²です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長 (山野)

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

7 番 (鬼塚)

7 ページの一覧は今までは載っていなかったと思うが。

議長 (山野)

前から記載があっている。説明があるときは必ず載っている。

7 番 (鬼塚)

利用権設定して農家同士のメリットはないのか。

議長 (山野)

以前のように金銭でのメリットはなくなったと思う。

7 番 (鬼塚)

農地利用計画が認定農家に貸し借り利用権設定を回覧してはどうか。周知徹底の部分で農業委員会から文書で周知すれば貸し手、借り手もオープンにできるのではと思う。

議長（山野） できる限り利用権設定をしてもらうために対応していきたい。

4 番（徳山） 今回の意見は賛成する。

議長（山野） 今後、町長にも相談をしていきたい。他に意見が無いようですので、議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定については、（案）のとおり決定いたします。

議長（山野） その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局 農地パトロール及び非農地についての対応について説明

議長（山野） 他にありませんか。

議長（山野） それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時 5 5 分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和 4 年 9 月 1 2 日

玉東町農業委員会会長 ⑩

4 番委員 ⑩

5 番委員 ⑩